

様式第17の4（第23条の9の3関係）

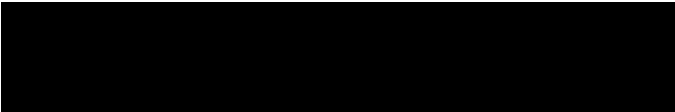
接続約款設定（変更）届出書



令和7年6月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも
氏名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 前田 義晃
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和7年7月1日
------	----------

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

接続約款新旧対照表（2025/7/1 改正）

新		旧	
（用語の定義） 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使 用します。		（用語の定義） 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使 用します。	
用 語	意 味	用 語	意 味
1～16（略）		1～16（略）	
17 特定端末系事 業者	<u>N T T 東日本株式会社</u> 又は <u>N T T 西日本株式会社</u> （端 末系伝送路設備においてインターネットプロトコルにより音声伝送役務を 提供する場合は除きます。）	17 特定端末系事 業者	<u>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号） 第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信 電話株式会社</u> （端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルに より音声伝送役務を提供する場合は除きます。）
18～56（略）		18～56（略）	

新	旧
<u>附 則（令和7年6月24日経企第 000600000852-01 号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。</u>	